一　伝統的工芸品の名称
　山鹿灯籠
二　伝統的な技術又は技法
　1　金紙、銀紙などを用いる場合は、和紙を「裏打ち」すること。
　2　「灯籠紙」に「歩つき」をする場合にあっては、「歩紙」を用いること。
　3　各部位を組み上げる場合は、「そくい糊つけ」によること。
　4　灯籠の内部の主な部分は空洞とすること。
三　伝統的に使用されてきた原材料
　地紙は、手漉和紙とすること。
四　製造される地域
　熊本県　山鹿市
五　指定年月日
　平成二十五年十二月二十六日

○経済産業省告示第二百六十四号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第五項の規定に基づき、昭和五十四年通商産業省告示第三百三十六号（伝統的工芸品産業の振興に関する法律第二条第一項の伝統的工芸品（岡崎石工品））の一部を次のように改正したので、同条第七項において準用する同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

第三項中「岡崎花崗岩」を「岡崎花崗岩又はこれと同程度の品質の石」に改める。

○経済産業省告示第二百六十五号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第三十四条の規定に基づき、認証の業務の一部を廃止する届出があったので、同法第六十八条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　登録認証機関の名称　一般財団法人電気安全環境研究所
二　業務廃止日　平成二十六年五月二十六日
三　登録認証機関の所在地　東京都渋谷区代々木五丁目14番12号
四　登録の区分　H（非鉄金属）

○経済産業省環境省告示第十二号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百六条第三号の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる区域が、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成十四年経済産業省令第七号）第百二十四条に定める条件に該当する旨を公示する。

平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
環境大臣　石原　伸晃

広島県	広島市（似島に限る。）
香川県	土庄町（小豆島及び沖之島に限る。）及び小豆島町
愛媛県	松山市（興居島に限る。）

○経済産業省環境省告示第十三号

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第百六条第三号の規定に基づき、平成十七年経済産業省環境省告示第八号（使用済自動車の再資源化等に関する法律第百六条第三号の規定により、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域を公示する件）及び平成十七年経済産業省環境省告示第十一号（使用済自動車の再資源化等に関する法律第百六条第三号の規定により、引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域を公示する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年十二月二十六日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
環境大臣　石原　伸晃

一　平成十七年経済産業省環境省告示第八号の一部を次のように改正する。
　表長崎県の項中「、伊王島」及び「、同郡鷹島町」を削る。
二　平成十七年経済産業省環境省告示第十一号の一部を次のように改正する。
　表愛媛県の項中「、岡村島」を削る。

○国土交通省告示第千三百四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十二月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1218	防振ゴム支持方法による乾式二重床仕上げ構造に応じて評価する方法	8—1　重量床衝撃音対策	三洋工業株式会社	東京都江東区亀戸6—20—7	平成25年12月4日
1219	防振ゴム支持方法による乾式二重床仕上げ構造に応じて評価する方法	8—2　軽量床衝撃音対策	三洋工業株式会社	東京都江東区亀戸6—20—7	平成25年12月4日
1220	防振ゴム支持方法による乾式二重床仕上げ構造に応じて評価する方法	8—1　重量床衝撃音対策	三洋工業株式会社	東京都江東区亀戸6—20—7	平成25年12月4日
1221	防振ゴム支持方法による乾式二重床仕上げ構造に応じて評価する方法	8—2　軽量床衝撃音対策	三洋工業株式会社	東京都江東区亀戸6—20—7	平成25年12月4日

人事異動

法務省

青木　健剛　有田　洋平
池田　暁子　石井　康介
伊丹　直彰　伊藤　純基
稲葉映莉子　今泉　憲人
江戸まりん　江原　佑美
大谷晃太郎　大野　智己
大橋清志朗　大濱　新悟
角谷　大輔　柏木　良太
加藤　惇子　金谷　梨紗
川井孝治郎　木村　誠宏
久保田朋広　小林　萌子
崎川　一記　作田　祐一
志村　拓実　白石　久美
鈴木　美香　鈴村　徳矢
高橋　健太　高橋　毅
高部　統光　高松　浩子
竹山　翔悟　多田　征史
谷　史好　溪　裕季
檀上　政義　槌田　智英
永村　知美　西川絵里香
新田　紘子　福間　由衣
藤澤　鐘吾　古田昂一郎
眞木　純平　牧　侑
宮尾友里恵　向山　智哉
森野　菜雄　森本　裕文
山田恵里佳　山田　春菜
山根　誠之　山本　健太
吉田　素子　藤江　佑紀
検事二級（東京地方検察庁検事）に任命する（各通）（十二月十九日）　本多　茂雄
光山　夏貴
茂木　薫
森脇　俊夫
山名　淳一
吉澤　聡

防衛省

（防衛政策局日米防衛協力課長）
防衛書記官　増田　和夫
防衛部員に任命する
大臣官房付を命ずる
内閣官房へ出向させる（兼任）
（大臣官房付）防衛部員　加野　幸司
防衛書記官に任命する
防衛政策局日米防衛協力課長を命ずる
（大臣官房広報課長）防衛書記官　伊藤　茂樹
防衛部員に任命する
大臣官房付を命ずる
内閣官房へ出向させる（兼任）